

【Web資料Ⅲ－㊿ 安全衛生管理体制】

[安全衛生管理体制]

<p>総括安全衛生管理者 (労安衛10条)</p>	<p>○政令で定める規模の事業場ごとに、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者を選任する。 ○総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者等を指揮するとともに、次の業務を統括管理する。 ・労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 ・労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 ・健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 ・労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 ・その他、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。</p>
<p>安全管理者 (労安衛11条)</p>	<p>○安全衛生業務のうち安全にかかる技術的事項を管理する。</p>
<p>衛生管理者 (労安衛12条)</p>	<p>○安全衛生業務のうち衛生にかかる技術的業務を管理する。</p>
<p>衛生/安全衛生推進者 (労安衛12条の2)</p>	<p>○事業場の規模が10～49人の事業場について、安全衛生推進者(一定の業種については衛生推進者)を選任する。 ○事業場における安全衛生にかかる業務(衛生推進者は衛生にかかる業務)を担当する。</p>

出所：筆者作成

事業者は、下表のとおり業種と規模に応じて、必要な管理者、産業医等を選任することが義務付けられています。

業種	① 林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 (令2条1号の業種)	② 製造業(物の加工業を含む)、 電気業、ガス業、熱供給業、 水道業、通信業、各種商品卸 売業、家具・建具・じゅう器 等卸売業、各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ 場業、自動車整備業、機械修 理業 (令2条2号の業種)	③ その他の業種 (令2条3号の業種)
規模 (人)	100以上	300以上	1000以上
100以上			
50~99			
10~49			
1~9			

(注)「令」：労働安全衛生法施行令、「法」：労働安全衛生法

※1 規模には、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者及び派遣労働者の数を含めてください。(P15参照)

※2 製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみを有する事業場は、「その他の業種」に含まれます。

参照1

【労働基準法施行規則】第18条

- 一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 二 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 四 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 五 異常気圧下における業務
- 六 削岩機、鉄打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- 七 重量物の取扱い等重激なる業務
- 八 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
- 十 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

安全衛生委員会を設置しましょう

労働安全衛生法に基づき、一定の基準※に該当する事業場では安全委員会、衛生委員会(又は両委員会を統合した安全衛生委員会)を設置しなければならないこととなっています。

委員会設置の目的

労働災害防止の取り組みは労使が一体となつて行う必要があります。そのため、安全委員会や衛生委員会において、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策(労働災害の原因及び再発防止対策等)などの重要事項について十分な調査審議を行う必要があります。

調査審議すべき事項等については裏面を参照ください。



安全委員会又は衛生委員会を設置しなければならない事業場

- 安全委員会**・・・① 常時使用する労働者が50人以上の事業場で、次の業種に該当するもの
林業、鉱業、建設業、製造業の一部の業種(木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業)、運送業の一部の業種(道路貨物運送業、港湾運送業)、自動車整備業、機械修理業、清掃業
- ② 常時使用する労働者が100人以上の事業場で、次の業種に該当するもの
製造業のうち①以外の業種、運送業のうち①以外の業種、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業・小売業、家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

衛生委員会・・・常時使用する労働者が50人以上の事業場(全業種)

※ 安全委員会及び衛生委員会の両方を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



このリーフレットに関するご質問等につきましては、以下のホームページをご覧になるか、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei.html>

委員の構成、調査審議事項等

	安全委員会	衛生委員会
委員の構成	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等(1名) 2 安全管理者※ 3 労働者(安全に関する経験を有する者)※	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等(1名) 2 衛生管理者※ 3 産業医※ 4 労働者(衛生に関する経験を有する者)※
調査審議事項 (主要な事項を抜粋したものです。詳細については、労働安全衛生規則第21条及び第22条を参照してください。)	1 安全に関する規程の作成に関すること。 2 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。 3 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 4 安全教育の実施計画の作成に関すること。 など	1 衛生に関する規程の作成に関すること。 2 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 3 衛生教育の実施計画の作成に関すること。 4 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立に関すること。 5 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。 6 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。 など
その他 (共通事項)	① 毎月一回以上開催すること。 ② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 ③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。	

※ 1以外の委員については、事業者が委員を指名することとされています。なお、この内の半数については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合(過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者)の推薦に基づき指名しなければなりません。

☆委員会を設けるべき事業者以外の事業者が講ずべき措置

労働者数が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。(労働安全衛生規則第23条の2)

出所：厚生労働省リーフレット(2009)「安全衛生委員会を設置しましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0902-2.html>